

退職金限定定期預金「セカンドステージ」

(2024年11月1日現在)

商品名(愛称)	・「セカンドステージ」	
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 退職金をお受取後18ヶ月以内で、住所(転入予定を含む)または勤務先が当金庫営業区域内[※]の個人(含む個人事業主)の方。 ※お申込みの際、年齢および退職金のお受取額を確認できる資料のご提示をお願いいたします。 	
期間	<ul style="list-style-type: none"> 期間定型方式…1年 自動継続(元金継続、元利金継続)のみのお取扱いとなっています。 	
預入	預入方法	・一括預入
	預入金額	・100万円以上、かつ退職金支給額の範囲内
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。	
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 預入時の店頭表示の利率にプラス年0.3%した利率を約定利率として初回満期日まで適用します。また当金庫を年金の振込口座に指定、もしくは当金庫に年金受給の予約をいただいた方は、さらに年0.2%上乗せとして初回満期日まで適用します。 初回満期後の自動継続時に本商品を当初預入金額に応じて下記商品へ変更し、継続日におけるスーパー定期または大口定期の店頭表示利率を適用します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当初預入金額100万円以上、1,000万円未満はスーパー定期へ変更 (2) 当初預入金額1,000万円以上は大口定期へ変更
	利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 	
手数料	—	
付加できる特約事項	—	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通預金利率を適用します。	
金利情報の入手方法	・金利については窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課(9時~17時、電話:0265-74-9618)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課また全国しんきん相談所(9時~17時電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	



アルプス中央信用金庫

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> • 通帳でのお取扱いはできません。 • 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> • 2024年11月1日(金)～2025年10月31日(金)

注長野県松本市（旧四賀村、旧安曇村、旧奈川村、旧梓川村、旧波田町を除く）、茅野市、塩尻市（旧榑川村を除く）、諏訪市、岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、飯田市（旧上村、旧南信濃村を除く）、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡松川町、高森町、大鹿村、豊丘村、喬木村

